

お 知 ら せ

**医療分野の「雇用の質」の向上に向けた
「医療労務管理相談コーナー事業」の実施について**

神奈川県労働局（局長 水野知親）では、県民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが不可欠であり、そのためには医療機関全体で「雇用の質」の向上に取り組むことが重要であるとの認識の下、各種取組を推進してきたところです。平成26年度から新たに、勤務環境の改善に取り組む医療機関を対象として、主として労務管理面における相談支援体制を構築するため、神奈川県社会保険労務士会に委託して「神奈川医療労務管理相談コーナー事業」を実施することとなりましたので、お知らせします。

「神奈川医療労務管理相談コーナー事業」の概要

- 1 実施場所 神奈川県社会保険労務士会内
（横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル4階）
- 2 担当区域 神奈川県全域
- 3 主な事業内容
 - (1) 医療機関を対象とする個別支援業務、相談対応業務等の実施
 - ア 個別支援業務
医療機関が自主的に策定する勤務環境改善計画の策定、実施、評価等の各段階において、労務管理関係について、その全般にわたる助言等を行う。
 - イ 相談対応業務
医療機関からの労務管理全般に関する相談、労働基準関係法令に関する照会等への対応を行う。
 - (2) 研修会の運営協力
医療機関の労務管理者を対象とした研修会（当局主催）について、講師派遣、周知・広報など必要な事務を行う。
- 4 実施体制
医療機関における労務管理に関する専門的な知識を有する「医療労務管理アドバイザー」を配置し、上記3に掲げた事項を実施する。
- 5 医療労務管理相談コーナーの開設日数等
 - (1) 開設日
平成26年4月1日～平成27年3月31日
（土・日曜日、祝日、12月29日～1月4日を除く）
 - (2) 開設時間
午前9時～午後5時
 - (3) 電話番号
045-651-6883

問 合 せ 先	神奈川労働局労働基準部		
	監督課長	池内 伸好	
	主任監察監督官	古屋 強	
	電話 045 (211) 7351		